

# 第1章 社会教育・生涯学習行政の歩み

## 第1節 法令等の変遷

### 1 社会教育をめぐる法制度の成立

昭和20年9月、文部省は「新日本建設の教育方針」を発表し、社会教育に関して、国民道義の高揚と国民教養の向上を図る成人教育全般の振興を図り、青少年団体等の新たな育成を図ることなどを明らかにした。

昭和20年10月、文部省に社会教育局が設けられたことに伴い、文部次官通牒「社会教育振興に関する件」（訓令第12号）が発せられ、都道府県庁になるべく社会教育主管課を置くよう要請された。

戦後の社会教育行政は、講和条約の締結までは他の行政と同様に、連合国軍最高司令部（GHQ）の管理、指導下にあった。このGHQの教育行政に関する考え方の基底となったのは、昭和21年に来日した米国教育使節団の報告書などである。報告書（昭和21年3月）では、社会教育に関して民主主義国家におけるその役割の重要性を強調し、PTA（両親と教師が一体となった活動）、学校開放、図書館その他社会教育施設を重視することや社会教育の新しい手段や方法を採用することが勧告された。

当時、GHQにおかれた民間情報教育局（CIE）と密接な接触を保ちつつ、戦後教育改革のための基本方針や具体的方策を審議したのは、同21年8月に設置された「教育刷新委員会」であった。同26年にその任務を完了するまで、終戦後の教育行政・施策の基本的事項を事実上決定する上で重大な役割を果たした。社会教育に関しては、「労働者に対する社会教育について」、「社会教育振興方策について」、「いわゆる低俗文化の排除について」、「社会教育と宗教について」等の建議を行い、中でも「社会教育振興方策について」の建議は、国及び地方公共団体における社会教育費の飛躍的増額を期すとともに、社会教育関係立法の速やかな実現を要望したものであった。また、当時文部省がその設置を提唱していた公民館を始め、学校開放、社会教育関係団体にも言及しており、これらは後の社会教育法案の方向を示すものとなった。

昭和22年3月、教育基本法が制定・公布された。この法律において、社会教育は国及び地方公共団体によって奨励されねばならないものとされ、図書館、博物館、公民館等の設置、あるいは、学校施設の利用などによってその目的の実現に努力することが規定された（同法第7条）。同時に公布された「学校教育法」においても、学校は学校教育上支障のない限り、学校の施設を社会教育のために利用させるべきことが規定された（同法第85条）。

昭和23年7月、教育委員会法が制定され、地方公共団体における社会教育の事務は、教育委員会が担当することとされた。しかし、その権限、任務が必ずしも明確でなかったため、社会教育に関する具体的な内容を示す法律の必要が指摘された。また、この頃は、公民館も全国に普及し始め、PTAなどの社会教育関係団体の活動も活発化し、社会教育に関する立法措置の要望も高まってきたこともあり、昭和24年6月、社会教育法が成立した。その後、同25年4月には図書館法が、同26年12月には博物館法が制定され、社会教育施設の新しい在り方が示された。

社会教育法は、国及び地方公共団体の任務、地方公共団体の社会教育に関する事務、社会教育関係団体、社会教育委員、公民館、学校施設の利用、通信教育など社会教育全般に渡って規定した。また、図書館法では、図書館の健全な発達を図ることを目的とし、その目的、事業、職員、国の補助などについて規定した。さらに、博物館法は、博物館の健全な発達を図ることを目的とし、その目的、事業、職員、国の補助などについて規定した。

一方、従前の青年学校は戦後その機能が停止し、勤労青年の学習機会が失われたが、昭和22年頃から主として農村部において青年学級と呼ばれる勤労青年の自発的な学習活動が生まれ、全国的に普及をみるようになった。これに伴って、青年学級の社会的位置付けと、これに対する国及び地方公共団体の援助を求める気運が高まり、昭和28年8月、青年学級振興法が制定された。

## 2 社会教育の振興と法制度

社会教育法については、社会教育関係職員の充実を図るため、昭和26年3月に一部改正が行われ、社会教育主事及び社会教育主事補に関する規定が加えられた。

さらに、昭和34年4月、社会教育主事を市町村教育委員会に必置とすること、社会教育関係団体に対する補助金の支出禁止規定の削除、市町村の社会教育委員は、教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定事項について助言、指導を与えることができること、文部大臣は、公民館の設置運営上必要な基準を定めること等を内容とする改正が行われた。また、の改正措置に伴い、昭和34年12月に「公民館の設置及び運営に関する基準」が告示された。この基準は、公民館の事業の対象区域、建物の規模、備えるべき設備、資料、職員等について必要な内容を示したものである。

なお、博物館法第8条の規定に基づき、昭和48年11月「公立博物館の設置及び運営に関する基準」が告示され、公立博物館の設置、施設規模、備えるべき設備、資料、職員等についての望ましい水準が示された。

## 3 生涯学習体系への移行

昭和30年代の半ば以後、経済の高度成長に伴い、社会構造は著しく変化し、これに対応する社会教育の在り方が問われるようになった。一方、昭和40年にユネスコの第3回成人教育推進国際委員会で生涯教育の提唱がなされ、生涯教育・生涯学習についての論議が盛んになった。

昭和46年の中央教育審議会答申「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」では、生涯教育の観点に立って全教育体系を総合的に整備すべきだと提言された。そして、同年の社会教育審議会答申「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」において、社会の激しい変化に対処するためには、生涯教育が必要だとした上で、生涯にわたる学習の継続性ととも、家庭教育、学校教育、社会教育の三者の有機的な統合が必要であると示された。なお、昭和49年4月26日、社会教育審議会は、「在学青少年に対する社会教育のあり方」についての建議を行い、学校、社会、家庭の相互連携の必要性等について強調した。

昭和56年、中央教育審議会が、初めて本格的に生涯学習について取り上げ、答申「生涯

教育について」において、生涯学習と生涯教育の考え方を示し、我が国が学歴社会から学習社会への転換を図るために取り組むべき課題について述べている。

昭和59年から62年まで設置された臨時教育審議会では、従来の教育を提供する側の立場の生涯教育から、学習者の視点に立った生涯学習の考え方に重点を置いた提言が行われた。昭和60年の教育改革に関する第一次答申では、生涯学習の組織化、体系化と学歴社会の是正が提唱された。また、第二次答申（昭和61年）においては、学校中心の考え方を脱却し、生涯学習体系に移行するという観点に立って、生涯にわたる学習機会の整備、家庭・学校・社会の連携、家庭教育の活性化、自主的な学習活動の推進、職業能力開発の総合的な推進などが提言された。さらに、第三次答申（昭和62年）においては、生涯学習の基盤整備として、生涯学習を進めるまちづくり、教育、研究、文化、スポーツ施設のインテリジェント化が提言された。最終答申の第四次答申（昭和62年8月7日）では、三次にわたる答申が総括された。

文部省は、昭和63年7月に機構改革を行い、「学校教育、社会教育及び文化の振興に関し、生涯学習に資するための施策を企画し、及び調整すること」を所掌する局として、生涯学習局を設置した。

#### 4 生涯学習振興法の成立と施策の拡充

中央教育審議会は、平成2年1月に「生涯学習の基盤整備について」答申し、国、都道府県、市町村の生涯学習の推進体制の整備や、生涯学習推進の中心機関として都道府県に生涯学習推進センターを設けること等を提言した。これを受けて、平成2年6月、生涯学習に関する初めての法律として「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」、いわゆる「生涯学習振興法」が成立をみ、同年7月1日から施行された。本法は、文部省を中心として、当面実現可能な、また速やかに実現すべき諸施策等について規定したものであった。また、平成2年8月には、文部省に生涯学習審議会が置かれた。なお、平成3年4月には、中央教育審議会の「生涯学習の基盤整備について」の答申で、残された課題であった「生涯学習の成果の評価」について審議され、「新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について」答申がなされた。

生涯学習審議会は、平成4年7月に「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」答申し、生涯学習社会を「人々が生涯のいつでも、自由に学習の機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価される」ような社会と定義し、当面重点を置いて取り組むべき課題としてリカレント教育の推進、ボランティア活動の支援・推進、青少年の学校外活動の充実、現代的課題に対する学習機会の充実の4つを挙げた。また、平成8年4月に「地域における生涯学習機会の充実方策について」が答申され、地域社会の中で様々な学習機会を提供している機関や施設の生涯学習機能の充実方策について提言がなされた。

#### 5 教育・行政改革の推進

平成8年7月、中央教育審議会の「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」（第一次答申）において、「ゆとり」の中で子どもたちに「生きる力」を育むことを基本

に、家庭や地域社会における教育を充実すること、学校週5日制の完全実施を目指すことなどが提言された。また、平成10年6月には「幼児期からの心の教育の在り方について」答申され、子どもたちの心をめぐる問題について社会全体、家庭、地域社会、学校に対する提言がなされた。なお、同年9月には「今後の地方教育行政の在り方について」答申され、教育行政における国、都道府県、市町村の役割分担の在り方等について提言がなされた。

生涯学習審議会からは、平成10年9月「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」答申され、社会教育行政の制度発足以来50年近くを迎え、社会の変化に伴う住民の多様化・高度化する学習ニーズや、生涯学習社会の構築に向けた社会教育行政の推進、地域社会・家庭の変化への対応、地方分権・規制緩和の推進、民間の諸活動の活発化への対応について指摘された。その中で、公民館の基準の大綱化・弾力化、公民館運営審議会の必置規制の廃止や社会教育委員の規定の見直し、また、学校教育と社会教育、高等教育機関等との連携、民間教育事業・社会教育関係団体との連携、生涯学習施設間や市町村の広域的な連携、青年学級振興法の廃止等について提言された。平成11年7月に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（平成11年法律第87号）が公布されたことに伴い、社会教育法や図書館法等が改正され、社会教育委員や公民館運営審議会委員の構成規定の簡素化や委嘱手続きに係る規定の削除等の改正が行われた。また、青年学級振興法は廃止された。

## 6 完全学校週5日制と体験活動の推進

平成11年6月には「生活体験・自然体験が日本の子どもの心をはぐくむ」が答申され、平成14年度からの完全学校週5日制の実施に向けて、子どもたちの体験活動の充実を図る体制を一気に整備するための緊急施策が具体的に提言された。同時に、「学習の成果を幅広く生かす」が答申され、これまでの学習機会の提供に加え、生涯学習の成果の活用促進に力を入れるため、その社会的な仕組みの構築等が必要であるとされ、学習成果を個人のキャリア開発、ボランティア活動、地域社会の発展に生かすための方策について提言された。さらに、平成12年11月には、「新しい情報通信技術を活用した生涯学習の推進方策について」の答申の中で、急速に進歩している情報通信技術を活用した学習環境を整備するための、情報リテラシーに関する学習機会の整備や生涯学習関連施設の情報化の推進、データベースの整備等について提言された。

一方、平成12年3月に内閣総理大臣の下に設置された「教育改革国民会議」は、同年12月に「教育を変える17の提案」と題した報告をとりまとめ、新しい時代にふさわしい教育基本法についての提言のほか、教育の原点である家庭教育の重要性、奉仕活動の必要性等を示した。

平成13年1月には、中央省庁再編に伴い文部省と科学技術庁が統合し文部科学省が発足し、生涯学習局は生涯学習政策局となった。また、生涯学習審議会は中央教育審議会に整理・統合され、中央教育審議会生涯学習分科会として再編された。

平成13年7月には、社会教育法が改正され、家庭教育に関する講座等の実施及び奨励、青少年に対するボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動等の体験活動など

の事業の実施及び奨励の事務が教育委員会の事務として明記された。

平成14年度からは、学校・家庭・地域社会が相互に連携し、子どもたちに社会体験や自然体験など様々な体験活動を経験させ、その中で、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性などの「生きる力」を育むことを目的に、完全学校週5日制が実施された。同年7月には中央教育審議会から「青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について」答申され、奉仕活動を、新たな「公共」を担う幅広い活動として捉え、奉仕・体験活動の奨励・支援のための方策、奉仕・体験活動を社会全体で推進するための仕組みの在り方等について提言された。

## 7 教育基本法の改正と生涯学習

平成15年3月、中央教育審議会は「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」答申し、教育の基本理念として生涯学習の理念を明確化することや、家庭教育の支援、社会教育の振興の重要性を提言した。これを受けて、平成16年3月には中央教育審議会生涯学習分科会から「今後の生涯学習の振興方策について」（審議経過の報告）が出され、社会情勢への変化を踏まえ、生涯学習の振興を図るために重点的に取り組むべき分野として 職業能力の向上、家庭教育への支援、地域の教育力の向上、健康対策等高齢者への対応、地域課題の解決が挙げられた。

なお、平成15年6月には従来の「公民館の設置及び運営に関する基準」が全部改正され、定量的な内容の見直しや、NPO等との連携、家庭教育支援の充実、奉仕・体験活動、学校・家庭・地域社会の連携の推進等について規定された。また、政府の「三位一体の改革」（国庫補助負担金の廃止・縮減）により、平成15年度、生涯学習・社会教育関係の補助金（地域・家庭教育力活性化推進費補助金）が廃止された。

平成15年3月に中央教育審議会答申が出されて以降、昭和22年に制定された教育基本法改正に関する検討が本格化し、平成18年12月15日、その全部を改正した教育基本法が成立し、12月22日に公布・施行された。その中で、生涯学習の理念、家庭教育、学校、家庭及び地域住民等の連携等について新たに規定された。また、平成18年10月には内閣に「教育再生会議」が設置され、平成19年1月に出された第1次報告においては、ゆとり教育や学校週5日制の見直しなどが提言された。

## 第 2 節 本県社会教育・生涯学習行政の変遷

### 1 戦後の社会教育の推進とその興隆

昭和22年4月地方自治法が成立し、続いて昭和23年7月に教育委員会法が成立したことにより、昭和23年11月1日、茨城県教育委員会が発足し、社会教育に関する事務についても、教育委員会が管理執行することとなった。

本県においては、これらに先だって、昭和7年社会教育課を設置し、社会教育行政の役割を果たしてきたが、昭和17年7月に学務課と合併し、一つの係として縮小された。しかし、終戦後民主主義の普及と国民の教養の向上を目的とし、再び、昭和21年11月1日、課として独立した。

当時の社会教育行政の分野は、公民館、PTA、婦人、青少年の指導、図書館・美術館等の文化施設及び県美術展覧会などによる県民文化の指導、文化財の保護等であった。

昭和22年、県社会教育委員を任命したが、法的根拠はなかった。昭和24年6月の社会教育法の公布とともに、従前の委員は自然解任となり、昭和25年6月15日、15名の委員を任命した。また、昭和26年、社会教育法の一部を改正する法律（昭和26年3月12日法律第17号）が施行され、社会教育主事は法律上の制度として設置され、教育公務員として取り扱われるとともに、この法律によって職務資格等が明確に規定された。

昭和27年11月、教育委員会は全国の市町村に置かれるようになった。また、昭和31年限りで教育委員会法は廃止され、同年10月、新たに地方教育行政の組織及び運営に関する法律が施行された。この間、地方公共団体における社会教育行政は、組織面において充実の方向をたどり、事業面において創意工夫が重ねられ、また、社会教育施設の整備が急速に進められた。

この当時の本県における社会教育は、努力点を社会教育施設の充実と運営の強化や社会体育の普及と施設の充実に置き、図書館・公民館の充実、青少年及び成人教育の振興、社会教育関係団体の助成とリーダーの養成、文化の振興及び視聴覚教育の充実等に力を注いだ。さらに、社会体育指導能力を強化し、各種スポーツ・レクリエーションの普及、総合運動場建設等その充実に努めた。

### 2 社会教育施設の建設を中心とした社会教育の振興

昭和30年には、社会教育課の組織を、前年の社会教育係、文化係、視聴覚教育係から文化振興係、指導係、視聴覚教育係に改め活発な活動を展開した。特に、自主独立の精神を高揚するため、自主復興精神の育成、勤労意欲の高揚、協力心の養成を柱に、市町村合併に伴う社会教育総合計画の推進、青年学級の育成強化、青少年対策の強化、生活合理化運動の推進等を教育運営の方針として加えた。昭和33年には、社会学級・成人講座の開設、青年の家の建設等に力点を置き、同35年には、社会教育関係団体の育成等、同39年には、公民館建設に対する助成、成人教育の推進、新生活運動等の促進に努めた。

昭和40年代になると、与える社会教育から自主的社会教育の推進を目指して、郷土愛の高揚と体力づくりを中心に進め、昭和45年には花とほうきの県民運動が全県的な盛り上がりを見せるとともに、博物館的機能と文書館的機能を併有する歴史館の建設が同49年竣工

をめざして着工された。この間、昭和47年には、社会教育課から文化財・芸術文化等の文化行政担当係が独立し、新たに文化課が誕生した。

一方、昭和45年1月1日から、中央青年の家、西山研修所について、新設の財団法人茨城県教育財団にその管理運営を委託し、その後、歴史館等学校以外の教育機関である社会教育施設も(財)茨城県教育財団の所掌とした。この頃(昭和45年)社会教育課に社会教育特別研究調査プロジェクトチームを編成し、多くの問題をかかえ停滞する社会教育の現状を打破し、調査と実践的研究を行い、社会教育の抜本的な振興方策を確立するための報告書「あすを開く社会教育の方向」を作成した。

昭和46年4月には、社会教育の教育機関として、社会教育研修センターを設置し、社会教育に関する研修事業、研究開発事業、情報の収集・提供及び相談援助を図る事業等を実施した。

昭和50年代に入り、過去25年の歩みの中で培われた社会教育は、体制整備、施設の充実、学習機会の提供、団体の育成、指導者の養成、地域づくり活動等に著しい進展をみせ、各分野に渡って充実していった。青少年の共同宿泊研修施設の建設も進み、昭和54年1月には白浜少年自然の家を開所、昭和57年12月にはさしま少年自然の家を開所した。それぞれ昭和63年4月には(財)茨城県教育財団にその管理を委託した。



本県社会教育の充実発展を期して茨城県立社会教育研修センターを設置した。(昭和46年)



茨城国体に向けて県内各地で「花とほうきの県民運動」が強力に展開された。(昭和47年)

### 3 生涯教育・生涯学習の推進

県民の学習要求の多様化により社会教育行政に寄せる関心と期待が高まったことを背景に、昭和52年から、社会教育課、体育課、文化課の相互連携のもとに、生涯教育の理念にたって、「生涯学習をすすめるために」の編さんを開始した。昭和55年に策定された茨城県教育振興計画においては、施策の柱として「県民の主体的な活動による生涯学習の展開」が掲げられた。

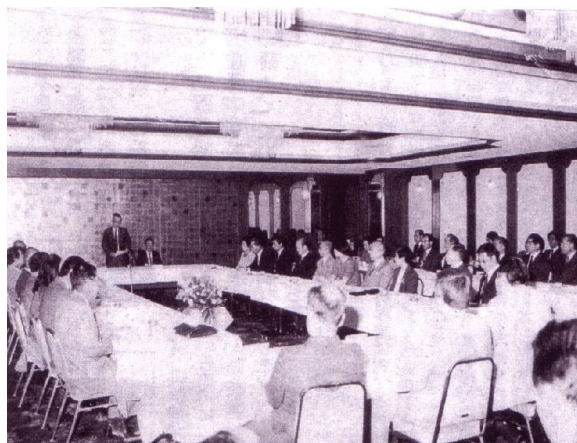
文部省においては、中央教育審議会答申「生涯教育について」が出され、それに基づいて昭和57年度に「生涯教育推進事業費」を予算化した。昭和58年には社会教育課内にプロジェクトチームを設置し、本県にふさわしい生涯教育推進の方向について調査・研究を行った。昭和59年6月には教育庁内に生涯教育推進検討委員会を設置するとともに、社会教育委員会議に対し「茨城県における生涯教育の推進方策について」諮問し、昭和60年1月

「生涯教育推進体制の整備」「学習の体系化と学習機会の拡充」「情報提供・学習相談のシステム化」「指導者の養成・確保」「施設の整備・活用」等について答申を受けた。

生涯教育の推進は、昭和60年に開催されたつくば科学万博後の県政の重要な施策として掲げられ、21世紀を展望しつつ、本県にふさわしい人づくり、地域づくりを推進していこうとする県民運動が始まった。昭和60年4月には社会教育課内に生涯教育班を設置、同年9月には学識経験者や関係団体等の代表などから成る「茨城県生涯教育推進会議」を発足させ、「学習社会の実現を目指して、本県における生涯教育の推進方策について」検討いただいた。また、「茨城県生涯教育推進会議」の下に、庁内関係各課からなる全庁的な組織として「茨城県生涯教育推進幹事会」を発足させた。昭和62年10月には茨城県生涯教育推進会議から「茨城の生涯教育 - 今こそ、はつつ学習運動を - 」と題した報告が出され、本県における生涯教育の現状と課題や、生涯教育推進の基本方針と具体的方策、生涯教育推進体制の整備等が提言された。具体的には、「茨城県生涯教育推進本部」（仮称）の設置や「県民大学」の開設、生涯教育情報システムの整備、「生涯教育推進員」（仮称）制度の整備、「生涯教育センター」（仮称）の設置等が盛り込まれた。



生涯教育を推進する上で重要な提言となった県社会教育委員会議答申が議長から教育委員長に手渡された。（昭和60年）



学識経験者、各種団体、企業、学校等の代表者25人で本県生涯教育の基本方針等について協議する「生涯教育推進会議」が発足、初会合を開いた。（昭和60年）

#### 4 生涯学習推進本部の発足と推進計画の策定

個性的で多様な生き方が尊重されるような生涯学習社会の実現、「豊かさと生きがい」を求める多様で質の高い学習活動への期待が高まりを見せるようになった。昭和62年の「茨城県生涯教育推進会議」の報告を受けて、知事は推進本部の設置を指示し、昭和63年、国において生涯学習局が設置されたのと時を同じくして、知事を本部長とする「茨城県生涯学習推進本部」を設置した。これは、生涯学習に関連する事業が各部局に及ぶことから、各部局間の連絡調整を密にし、全庁的に生涯学習を推進することを目的としたものであり、生涯学習に関する事業の総合的な企画及び推進等を所掌としている。

推進本部の設置に伴い、生涯学習施策について広く県民の意見を求めるため、関係行政機関、団体等の代表、学識経験者等の委員で構成される「茨城県生涯学習推進協議会」と、県庁内の生涯学習関係各課長で構成される「推進本部幹事会」を同時に設置した。また、推進本部の事務局として社会教育課内に生涯学習推進室を設置した。

第1回の推進本部会議では、「生涯学習の基本的な考え方」は、生涯学習の総合的な推進体制の整備、多様な学習機会の提供、学習に関する情報の収集・提供、生涯学習指導者の養成・研修体制の整備、生涯学習関連施設の整備等の5項目に重点を置き、生涯学習を総合的に推進することであるとした。推進本部は、この考え方を踏まえ、また茨城県生涯教育推進会議報告書（昭和62年10月）及び茨城県生涯学習推進協議会報告書（平成元年度）の提言を基に、平成元年11月、茨城県生涯学習推進計画「学びいばらきいきプラン」を策定した。これは、人生80年時代において県民がいきいきと楽しく学ぶことができるよう、学習の環境づくりを目指したものである。計画においては、生涯学習を推進するに当たっての「基本的な考え方」、「生涯学習の推進目標」（主体的・創造的な人づくり及び豊かな活力に満ちた「いばらき」づくり）、「取り組むべき課題」（ア生涯学習推進体制の総合的整備、イ多様な学習機会の提供、ウ学習情報の提供と学習相談のシステム化、エ指導者の養成と人材の確保、オ生涯学習の拠点づくり）を設定した。



生涯学習の総合的、効果的な推進とその普及を図るため、県知事を本部長とする「茨城県生涯学習推進本部」を設置し、庁議室で第1回生涯学習推進本部会議を開催した。（昭和63年）

## 5 生涯学習推進体制の整備

平成2年7月に施行された生涯学習振興法を受け、従来の社会教育を生涯学習の一分野と位置付け、生涯学習を一層強力に推進することとし、本県の生涯学習推進体制を明確にするため、平成3年4月、本庁及び教育事務所の社会教育課を生涯学習課に改称した。また、生涯学習振興法に基づき、本県にも生涯学習審議会を設置するため、茨城県生涯学習推進協議会を発展的に解消し、平成4年7月、生涯学習に関する重要事項を調査審議することを目的とする茨城県生涯学習審議会を発足させた。

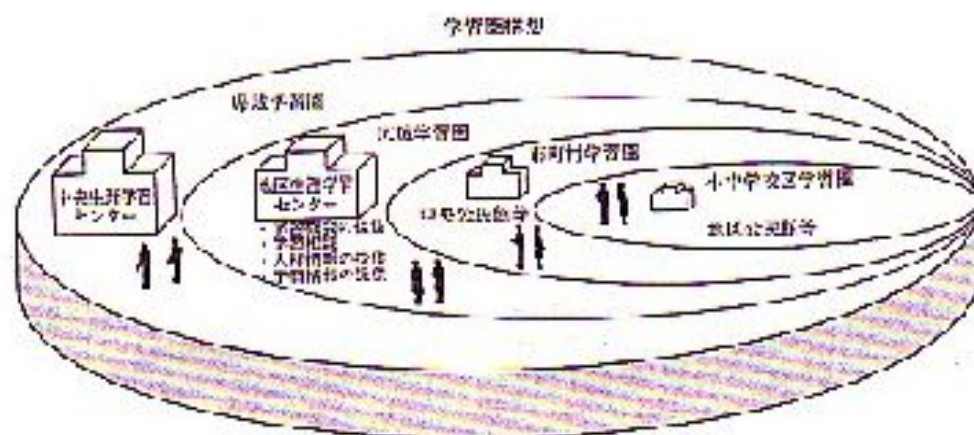
この第1期茨城県生涯学習審議会は、知事及び教育委員会委員長からの諮問を受け、2年間の審議を経て、平成6年3月に「国・公・民間の施設・機関の保有する多様な学習資源を活用した生涯学習のシステムづくりの方策について」答申した。その中では、国・公・民間の学習資源のネットワーク化、学習ブロック内の学習機会の調整機関としての地区生涯学習センターの整備、学習ブロックと学習圏構想による学習機会の供給システムの構築など、本県の生涯学習推進の基本となる提言が行われた。特に、「学習圏構想」は、県内をいくつかのブロックに分け、各ブロックは、一時的な日常的学習ニーズに対応した「小中学校区学習圏」を基底的な層とし、その上に二次的学習ニーズに対応した「市町村域学習圏」、さらにその上に高度で専門的学習ニーズに対応した「広域学習圏」を構築し、最上位に「県域学習圏」を置くというもので、各ブロックには「地区生涯学習センター」の

設置が必要であるとしており、この提言は、他県には類を見ない、その後の本県生涯学習推進体制の特徴を形作る提言となった。

この間、平成5年2月には、新たな社会情勢の変化への対応、県民福祉基本計画との整合性を図るため、平成元年策定の生涯学習推進計画「学びいばらきいきいきプラン」を改訂した。また、同年4月には、本県の生涯学習を推進する中核施設として「茨城県水戸生涯学習センター」を開所し、「茨城県生涯学習情報提供システム」による学習情報の提供、各種指導者の研修、調査研究のほか、「県民大学」などの学習機会や学習活動の場の提供、学習相談を開始した。平成6年11月には県西地区の生涯学習を推進する中核施設として、県西生涯学習センターを開所、平成9年4月には鹿行生涯学習センター、同年10月には県南生涯学習センターを開所した。

この頃には県及び市町村における生涯学習推進体制の整備が進捗し、本県の生涯学習の推進が新たな段階に入った。平成7年10月には、市町村の区域を越えたより広域での生涯学習の振興が重要となってきたことや、同年3月に策定された「茨城県長期総合計画」において生涯学習の推進が戦略プロジェクトとして位置付けられたことなどから、平成7年度から17年度の11年間を計画期間とする新茨城県生涯学習推進計画「ゆうゆう いばらき

生きがいプラン」を策定した。計画では、生涯学習の推進目標として「楽しくこころ豊かな人生を送れるような生きがいづくり」と「ゆとりとうるおいに満ちたいばらきづくり」を掲げ、取り組むべき課題として 生涯学習推進体制の充実、 多様な学習機会の提供と学習情報の提供・学習相談の充実、 生涯学習に関する指導者の養成と活用、 生涯学習に関する施設の充実を挙げ、具体的な施策の展開については、 地域生涯学習推進体制の充実 - 学習圏の設定とネットワークの形成 - 、 多様な学習機会の提供 - メディア活用の学習機会・学習情報の提供と心が通う学習相談の充実 - 、 生涯学習指導者の養成・活用 - 地域に根ざした指導者の養成・活用 - 、 生涯学習施設の整備 - 地域に開かれた生涯学習の拠点づくり - を施策展開の方向とした



各学習圏内で学習機会の充実を図り、誰もが、いつでも、どこでも学べる学習機会の提供システムである「学習圏構想」の概念図。平成10年3月の「県北地区生涯学習センター（仮称）整備基本構想」より。



平成4年に設置された茨城県生涯学習審議会の初めての答申「国・公・民間の施設・機関の保有する多様な学習資源を活用した生涯学習のシステムづくりの方策について」が会長から知事に手渡された。  
(平成6年)

## 6 生涯学習推進体制の一元化と充実

生涯学習推進本部を設置して以来10年が経過し、広域学習圏の中核施設としての地区生涯学習センターの整備が進み、4つの生涯学習センターを整備した平成10年頃、地域の課題やニーズに対応した多様な講座の開設や学習成果の評価と活用等が求められるようになってきた。なお、平成10年3月には5つ目の県北地区生涯学習センターの整備について基本構想を策定した。

一方、行財政改革の流れは生涯学習推進体制についても例外なく及ぶこととなった。当時、生涯学習は、本庁生涯学習課、教育事務所生涯学習課そして4つの生涯学習センターにおいて推進していたが、茨城県行政改革大綱の中で、生涯学習行政を効果的・効率的に推進するため教育事務所生涯学習課と生涯学習センターの一元化を図るよう指摘されたことから、平成11年4月教育庁組織規則等の改正により、教育事務所の生涯学習課を廃止し、主に市町村等との連絡調整に関する業務等を各生涯学習センターへ移管した。同時に、水戸生涯学習センターの管理を(財)茨城県教育財団へ委託した。また、県北地区生涯学習センターについては、行財政改革のための「大規模建設事業の見直し」事業の一つとなり、当分の間、設置が見送られることとなった。

平成13年8月、国における教育改革の取組や、「茨城県長期総合計画」、「いばらき教育プラン」の改定に合わせて、新茨城県生涯学習推進計画「ゆうゆう いばらき 生きがいプラン」を改定した。その中で、生涯学習の推進目標として「楽しくこころ豊かな人生を送れるような生きがいづくり(人づくり)」と「ゆとりとうるおいに満ちたいばらきづくり(地域づくり)」を挙げ、取り組むべき課題と基本施策展開の方向を 生涯学習のネットワーク化の推進、豊かな生活をめざした学習機会の充実、学校、家庭、地域社会の連携による教育の推進、生涯学習情報提供・相談システムの充実と生涯学習指導者の養成、生涯学習施設の充実と活用とした。なお、様々な施策を推進する上での目標として、具体的な数値目標を示したのが改定の特徴である。

## 7 全国生涯学習フェスティバルの内定

平成14年度から完全学校週5日制が開始されたことなどに伴い、生涯学習の推進は、学校・家庭・地域社会の連携促進や、様々な体験活動の機会の充実、家庭教育の充実などの課題に重点が置かれるようになった。また、学習した成果を地域づくりに生かすことや、社会参画のための支援方策などについて取組が求められるようになった。こうした中で、

平成14年6月，国内で唯一の参加体験型の全国的生涯学習イベントである「全国生涯学習フェスティバル」の平成18年度開催が内定した。平成15年度からは，生涯学習課振興担当にフェスティバルの担当職員を配置し，フェスティバルの開催に向けての体制整備と気運醸成に努めることとなった。同年11月にはフェスティバルの企画委員会を設置，開催の基本理念等の協議を行った。平成16年10月には準備委員会を設置，基本構想等について決定した。基本構想においては，フェスティバル開催理念を「会って，語って，分かり合いたい」とし，「だれもが楽しく，参画・参加できるフェスティバル」，「交流と出合いを創造するフェスティバル」などの事業展開の方針を立てた。

平成17年度に入ると，4月に生涯学習課内に全国生涯学習フェスティバル推進室を設置，6月には県内各界各層の代表117名からなる実行委員会を設立し，基本計画が承認された。10月には県庁前で開催1年前の残日計点灯式典を開催するとともに，鳥取県から大会旗を引き継ぎ，11月には県立図書館において1年前のプレイベントを開催し，気運の醸成を図った。

なお，平成10年度からの行財政改革大綱（平成10年3月策定）により設置が先送りされていた県北生涯学習センターについて，平成16年10月に日立市及び十王町から，合併後の旧十王町庁舎の活用についての申し出があり，検討の結果，平成17年度からその整備に着手することとなった。



第18回全国生涯学習フェスティバル開催1年前に，県庁舎正面入り口にカウントダウンボードを設置，点灯式を行った。（平成17年）



フェスティバル1年前プレイベントを県立図書館で開催した。大会気運の醸成のため，「まなび発見プロジェクトメンバー」を委嘱した。（平成17年）

## 8 指定管理者制度の導入

平成15年9月の地方自治法の一部改正により，地方公共団体が設置する公の施設の管理に指定管理者制度が導入され，管理の委託を行っている公の施設については，原則として指定管理者制度に移行することとなった。生涯学習課では，(財)茨城県教育財団が管理する各生涯学習センター及び青少年教育施設（西山研修所，中央青年の家，白浜少年自然の家，さしま少年自然の家，吾国山洗心館（平成15年度から女性青少年課から補助執行により管理が移管された））が制度移行の対象となり，平成17年8月から，指定管理者の公募を開始し，指定管理者選定委員会による選定の結果，施設の設置目的を十分理解した管理運営方針を設け，提案内容が利用者サービスの向上策及び施設の利用促進策にも配慮している等の理由により，従前の管理委託団体である(財)茨城県教育財団が選定され，議会の

議決を経て、平成17年12月に指定管理者として指定した。なお、吾国山洗心館は、施設の在り方について見直しを検討することから、公募によらず、(財)茨城県教育財団を単独指定した。

県北生涯学習センターについては、平成17年11月から公募を開始し、指定管理者選定委員会において選定した結果、管理経費の大幅な縮減計画、多様な自主事業の実施等県民への充実したサービスが図られる計画である等の理由により、NPO法人インパクトが選定され、議会の議決を経て、平成18年3月に指定管理者として指定した。なお、県レベルの生涯学習センターを出資団体以外の団体が管理するのは全国で初めてのことである。こうして平成18年4月から指定管理者による施設の管理が開始された。

一方、指定管理者制度の導入に伴い、従来生涯学習センターが実施してきた業務のうち、市町村や関係団体に対する指導事務など行政的な役割を果たす業務に関し、その所管の見直しを図る必要が生じたことから、平成18年4月から各教育事務所にそれらの業務を移管するとともに、学校・家庭・地域社会の連携等に配慮しつつ業務が執行されるよう学校教育課に社会教育に関する嘱託職員等を配置した。

## 9 学習圏構想の確立と全国生涯学習フェスティバルの開催

平成18年4月、従前の推進計画の期間終了に伴い、国における教育改革の取組や、「茨城県長期総合計画」、「いばらき教育プラン」の改定に合わせて、第3次茨城県生涯学習推進計画「さんさん かがやき 生きがいプラン」を策定した。生涯学習の推進目標として「学びを楽しみ 生きるよろこびを広げる 生きがいづくり（人づくり）」と「人が輝き 活気あふれる いばらきづくり（地域づくり）」を挙げ、取り組むべき課題と基本施策展開の方向を 学びの環境の充実～5つの生涯学習センターを生かして、多様な学習機会の充実、学校、家庭、地域社会の連携による教育の推進、学習成果を生かした社会参加・参画の促進、全国生涯学習フェスティバル開催を契機とした生涯学習の推進、生涯学習施設の充実と活用とした。県北を加えた5つの生涯学習センターを中心とする生涯学習の推進や、全国生涯学習フェスティバルの開催を契機とした生涯学習の推進を明確に位置付け、生涯学習推進の基本的視点として職業能力の向上や団塊の世代の地域活動促進などに注目した計画である。なお、県や市町村の役割や県民への期待について言及したことも本計画の特徴である。

また、4月には、全国生涯学習フェスティバルの実行委員会においてフェスティバルの実施計画が策定され、7月には笠松運動公園において100日前イベント、9月には大型ショッピングセンターやJRの駅頭等において30日前イベントを開催し、大会気運の醸成と大会準備が徐々に整っていった。

その間、平成18年8月には、県北生涯学習センターが開所し、学習圏構想として提案された全国唯一の5つの生涯学習センターによる全県的な生涯学習支援体制が確立した。

平成18年10月5日～9日の5日間、第18回全国生涯学習フェスティバル「まなびピア いばらき2006」を開催した。主会場の茨城県立県民文化センターにおいて、秋篠宮殿下をお迎えして総合開会式を行い、大会が幕を開けた。笠松運動公園では、生涯学習見本市、生涯学習体験広場などの催事を展開し、子どもから高齢者まで様々な年齢層の方々にご来場

をいただいた。開催期間中の2日間、激しい風雨のため、笠松運動公園会場の全ての催しを中止することになったが、地域開催地6市町（水戸市、日立市、古河市、つくば市、鹿嶋市、大洗町）及び各県生涯学習センター（水戸、県北、鹿行、県南、県西）を合わせて、81万2千人の来場者をお迎えすることができた。アンケートの結果、主会場の来場者のうち、「生涯学習に興味があった」とする方の割合は約9割に及んだ。今後、こうした県民の生涯学習に対する興味・関心の高まりや、大会で生まれた多くの生涯学習団体等相互の交流がさらに深まり、発展するよう、フェスティバルの開催を契機とした施策の積極的な展開を図ることが新たな目標、課題となっている。



県内5つ目の県生涯学習センターである県北生涯学習センターが開所し、全県的な学習支援体制が確立した。（平成18年）



秋篠宮殿下御臨席により第18回全国生涯学習フェスティバル「まなびピアいばらき2006」総合開会式を茨城県立県民文化センターを会場に開催した。（平成18年）

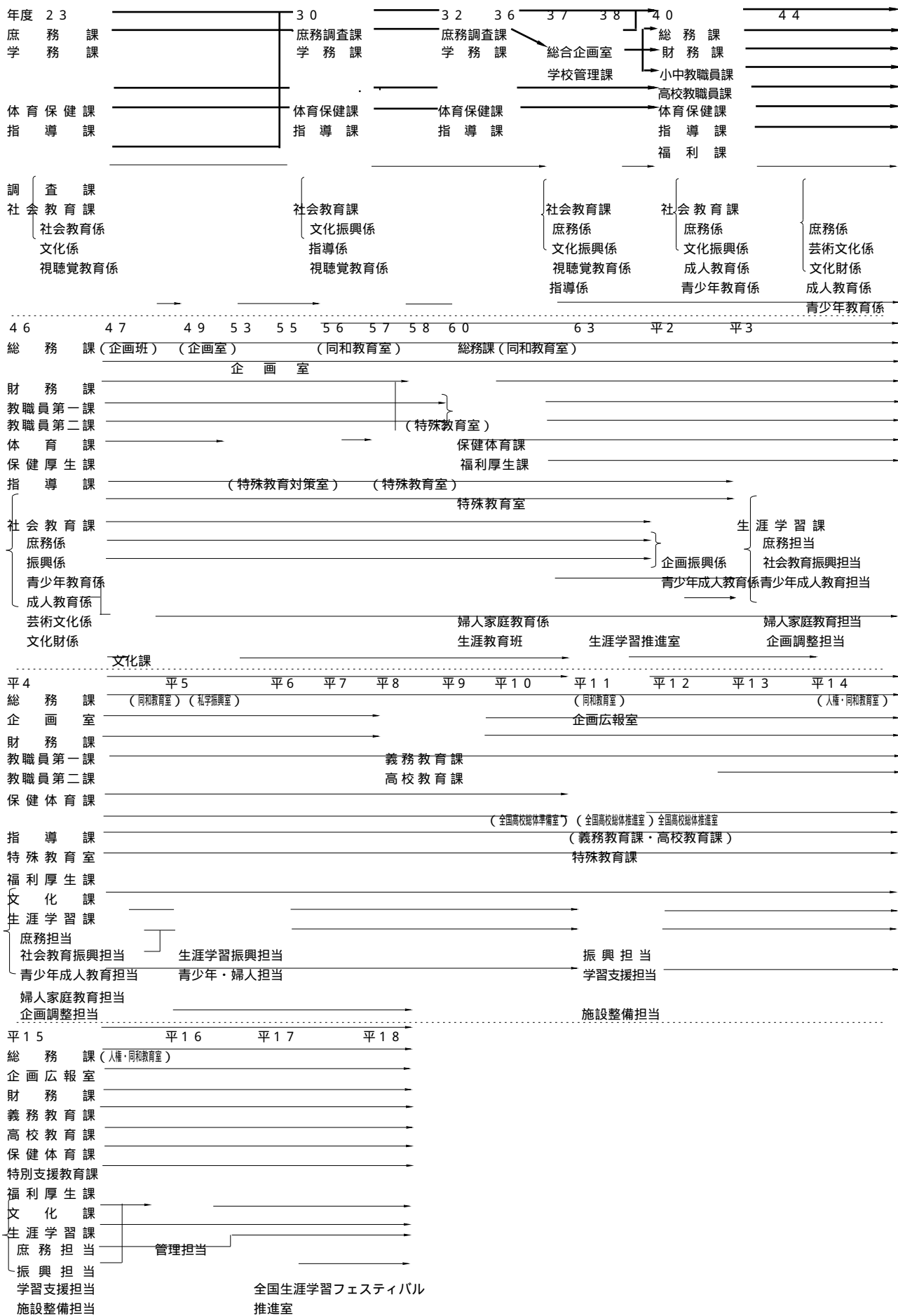


「まなびピアいばらき2006」は81万2千人の来場者を迎えた。写真は子どもたちでにぎわうまなび発見ステーション（生涯学習見本市会場：笠松運動公園）（平成18年）

# 【参考】生涯学習の推移



【参考】 教育委員会事務局の機構と生涯学習課の所掌の変遷



## 第3節 本県生涯学習の推進体制について

本県の生涯学習推進体制として、生涯学習推進計画、生涯学習推進本部、審議会等の規定や概要を紹介する。

### (1) 第3次茨城県生涯学習推進計画（計画期間：平成18年～平成22年）の概要

#### 1 生涯学習の推進目標

- (1) 学びを楽しむ 生きるよろこびを広げる 生きがいづくり（人づくり）
- (2) 人が輝き 活気あふれる いばらきづくり（地域づくり）

#### 2 生涯学習推進のための基本方向

##### (1) 生涯学習推進の基本的視点

- 資質・能力の向上を目指す（多様な学習機会の充実）視点
- 家庭の教育力の向上を図る視点
- 学校、家庭、地域社会を結ぶ視点
- 社会参加・参画を促進する視点
- 職業能力の向上につなげる視点

##### (2) 取り組むべき課題と基本施策展開の方向

- 学びの環境の充実～5つの生涯学習センターを生かして～
- 多様な学習機会の充実
- 学校、家庭、地域社会の連携による教育の推進
- 学習成果を生かした社会参加・参画の促進
- 全国生涯学習フェスティバル開催を契機とした生涯学習の推進
- 生涯学習施設の充実と活用

#### 3 生涯学習推進重点プロジェクト

- (1) 青少年の豊かな心を育む体験活動の推進
- (2) 若者の職業能力の向上を目指す学習活動の推進
- (3) 家庭の教育力を高める学習活動の推進
- (4) 団塊の世代への学習支援と社会参加・参画の推進
- (5) 地域課題の解決に向けた学習活動の推進



### 【参考】 茨城県生涯学習推進計画の変遷

#### 茨城県生涯学習推進計画（計画期間：平成元年～平成6年）

##### - 学びいばらきいきいきプラン -

#### 1 計画策定の趣旨

- (1) 今日、自由時間の増大、絶え間ない技術革新、高度情報化、国際化、高齢化社会の到来など、急激な社会の変化は、仕事の面ばかりでなく社会生活、家庭生活の隅々にいたるまで影響を与えている。
- (2) このような変化の激しい社会にあって、県民は生涯を通じて自ら学習し、主体的に対応することが求められている。
- (3) また、県民の学習は地域社会との結びつきによって、更に活力を生み出すことになるので、生涯学習社会の建設を目指した人づくり、地域づくりが、これまで以上に重要なものになってきている。
- (4) このため、学校をはじめ、家庭や地域社会など各分野で行われている様々な学習活動を行政・民間がそれぞれの役割・分担に配慮しながら相互連携を深め、学習活動の場を体系的、総合的に整備する必要がある。
- (5) このような生涯学習を取り巻く動向を踏まえながら、県民の生涯学習を総合的に支援するため、生涯学習推進計画を策定する。

#### 2 計画の性格等

- (1) 茨城県生涯学習推進の基本的な考え方（昭和63年8月県推進本部決定）を踏まえた計画体系とした。
- (2) 計画の骨子は、生涯教育推進会議報告書（昭和62年10月）、及び生涯学習推進協議会報告書（平成元年度）の提言をベースに構成した。
- (3) 平成2年度以降の当面取り組むべき施策を体系化した。
- (4) 新県計画（平成3年度～平成7年度）との整合性を図るため、新県計画の全体像が明らかになった時点で必要に応じ調整を行うなど、本計画の適切な運用を図ることとした。

#### 3 生涯学習推進の基本方針

生涯学習を推進するに当たっての「基本的な考え方」、「生涯学習の推進目標」、「取り組むべき

課題」を設定した。

(1) 生涯学習に関する基本的な考え方

次のことを基本的視点として踏まえ、県民の多様化、高度化している学習要求に対応していく。

学校は生涯学習の出発点であること

学習の主体は一人ひとりの県民であり、行政の役割は県民の生涯学習を援助するものであること

県民の学習をまちづくり・地域づくりに生かしていくこと

時代の変化に対応した多様な学習の場を提供していくこと

(2) 生涯学習の推進目標（生涯学習社会の建設）

県民一人ひとり、ひいては地域社会がそれぞれの個性や持ち味を創り出し、あわせて豊かな郷土茨城づくりをすすめるため、次のことを目標に生涯学習の推進に努める。

主体的・創造的な人づくり

県民は自らの心豊かな人生を築き上げるため、主体的、創造的に学習に取り組んでいく必要がある。

豊かな活力に満ちた「いばらき」づくり

郷土の自然や歴史、文化への関心の高まり、地域文化を創造しようとする気運の高まる中で、県民が互いに知恵と実践を結集して、真に豊かな郷土づくりをすすめる。

(3) 取り組むべき課題（主要課題）

県民の生涯学習活動を援助するため、学習の環境づくりを総合的に推進する。

生涯学習推進体制の総合的整備

ア 生涯学習の全庁的推進

イ 市町村における生涯学習推進の積極的展開

ウ 県・市町村・民間の役割分担と連携

エ 県民の意向を反映した生涯学習の推進

オ 生涯学習推進のための調査・研究

カ 広報・啓発活動の推進

多様な学習機会の提供

ア 生涯学習の基礎づくり

イ ライフステージに応じた学習機会の提供

学習情報の提供と学習相談のシステム化

ア 学習情報システムの整備

イ 学習相談体制の整備

指導者の養成と人材の確保

ア 指導者の養成・確保

イ 指導者の研修機会の充実

生涯学習の拠点づくり

ア 生涯学習関連施設の整備・活用

イ 中核施設の設置

新茨城県生涯学習推進計画（計画期間：平成7年～平成17年）

- ゆうゆう いばらき 生きがいプラン -

1 生涯学習の推進目標

(1) 楽しくこころ豊かな人生を送れるような生きがいづくり

(2) ゆとりとうるおいに満ちたいばらきづくり

2 生涯学習推進のための基本方向

(1) 生涯学習推進の基本的視点

自主性・創造性を育む生涯学習の推進

県民の立場に立った生涯学習の推進

地域社会づくりにつながる生涯学習の推進

時代の変化に対応した生涯学習の推進

(2) 取り組むべき課題

生涯学習推進体制の充実

多様な学習機会の提供と学習情報の提供・学習相談の充実

生涯学習に関する指導者の養成と活用

生涯学習に関する施設の充実

(3) 基本施策展開の方向

地域生涯学習推進体制の充実 - 学習圏の設定とネットワークの形成 -

多様な学習機会の提供 - メディア活用の学習機会・学習情報の提供と心が通う学習相談の充実 -

生涯学習指導者の養成・活用 - 地域に根ざした指導者の養成・活用 -

生涯学習施設の整備 - 地域に開かれた生涯学習の拠点づくり -

## (2) 茨城県生涯学習推進本部設置要綱

(設置)

第1条 生涯学習の総合的かつ効果的な推進とその普及を図るため、茨城県生涯学習推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 生涯学習に関する事業の総合的な企画及び推進に関すること。
- (2) 関係行政機関及び関係諸団体との連絡調整に関すること。
- (3) 生涯学習の普及奨励に関すること。
- (4) その他生涯学習の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、副知事、教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は本部を代表し、その事務を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は欠けたときは、別に定めるところによりその職務を代理する。

(本部会議)

第5条 本部会議は、本部長が招集する。

- 2 本部長は、本部会議の議長となる。

(幹事会)

第6条 本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる者をもって構成する。
- 3 幹事会は、本部の所掌事務について協議、調整を行うとともに、本部の決定した施策の実施に関し必要な事項を処理する。
- 4 幹事会の会議は、生涯学習課長が招集する。
- 5 生涯学習課長は、幹事会の会議の議長となる。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、茨城県教育庁生涯学習課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

この要綱は、昭和63年7月1日から施行する。

(略)

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

別表1

| 本 部 員  |            |
|--------|------------|
| 政策審議監  | 出納事務局長     |
| 知事公室長  | 企業局長       |
| 総務部長   | 病院事業管理者    |
| 企画部長   | 警察本部長      |
| 生活環境部長 | 県北地方総合事務所長 |
| 保健福祉部長 | 鹿行地方総合事務所長 |
| 商工労働部長 | 県南地方総合事務所長 |
| 農林水産部長 | 県西地方総合事務所長 |
| 土木部長   |            |

別表2

| 幹 事           |                   |
|---------------|-------------------|
| 政策審議室政策監（調整）  | 農林水産部企画監          |
| 知事公室広報広聴課長    | 農林水産部農政企画課長       |
| 知事公室女性青少年課長   | 農林水産部林政課長         |
| 総務部企画監        | 農林水産部農村環境課長       |
| 企画部企画監        | 土木部企画監            |
| 生活環境部企画監      | 出納事務局出納第一課副参事     |
| 生活環境部生活文化課長   | 企業局総務課長           |
| 生活環境部国際課長     | 病院局経営管理課長         |
| 生活環境部環境政策課長   | 教育庁総務課長           |
| 生活環境部環境対策課長   | 教育庁企画広報室長         |
| 保健福祉部企画監      | 教育庁義務教育課長         |
| 保健福祉部保健予防課長   | 教育庁生涯学習課長         |
| 保健福祉部子ども家庭課長  | 教育庁保健体育課長         |
| 保健福祉部高齢福祉課長   | 教育庁文化課長           |
| 保健福祉部障害福祉課長   | 警察本部警務課長          |
| 商工労働部企画監      | 県北地方総合事務所副所長兼総務課長 |
| 商工労働部労働政策課長   | 鹿行地方総合事務所副所長兼総務課長 |
| 商工労働部職業能力開発課長 | 県南地方総合事務所副所長兼総務課長 |
|               | 県西地方総合事務所副所長兼総務課長 |

### (3) 茨城県生涯学習審議会

#### 設置

平成4年4月1日（茨城県生涯学習審議会条例（平成4年茨城県条例第54号））

#### 根拠法令

「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」第10条（平成2年法律第71号）

#### 審議会の概要

- ・性格 知事又は教育委員会の諮問機関
- ・委員 20人以内
- ・任期 2年

#### 実績

|     | 期 間                      | 審議回数 | 審 議 内 容                                                  |
|-----|--------------------------|------|----------------------------------------------------------|
| 第1期 | 平成4年7月1日～<br>平成6年6月30日   | 7回   | 「国・公・民間の施設・機関の保有する多様な学習資源を活用した生涯学習システムづくりの方策について（答申）」    |
| 第2期 | 平成6年7月1日～<br>平成8年6月30日   | 7回   | ・「長期的な展望に立った本県生涯学習推進の当面の課題について」<br>・「新茨城県生涯学習推進計画」について   |
| 第3期 | 平成8年7月1日～<br>平成10年6月30日  | 7回   | 「学習圏構想に基づく地域生涯学習振興方策について（報告）」                            |
| 第4期 | 平成10年8月1日～<br>平成12年7月31日 | 6回   | 「地域に根ざし、地域づくりに結びつく生涯学習の充実方策について（報告）」                     |
| 第5期 | 平成12年8月1日～<br>平成14年7月31日 | 6回   | 「社会参画をささえる生涯学習推進方策について—心豊かな地域づくりのために—（報告）」               |
| 第6期 | 平成14年8月1日～<br>平成16年7月31日 | 6回   | 「県民一人一人の生涯学習を支援する『学びの環境づくり』について—いばらきECAPPE（えかっぺ）プラン（報告）」 |
| 第7期 | 平成16年8月1日～<br>平成18年7月31日 | 7回   | ・生涯学習社会の構築を目指す本県の推進方策について（新茨城県生涯学習推進計画の策定に向け）            |
| 第8期 | 平成18年8月1日～<br>平成20年7月31日 | 審議中  | 「今後の本県生涯学習の振興について」                                       |

#### (4) 茨城県社会教育委員会議

##### 設置

昭和37年3月30日（昭和37年茨城県条例第28号）

##### 社会教育委員の概要

- ・職務 社会教育に関し，教育長を経て教育委員会に助言する。
- ・委員 15人
- ・任期 2年
- ・会議 議長が招集（茨城県社会教育委員会議運営規則昭和46年茨城県教育委員会規則第5号）

##### 実績

| 期 間             | 審 議 内 容                                                                   |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 昭和39年度          | 「社会教育を進めるための組織体制について」（答申）                                                 |
| 昭和40年度          | 「民間団体の主体的な活動を促進するための方策について」（中間答申）                                         |
| 昭和41年度          | 「『自主的社会教育への伸展方策について』～与える社会教育から自主的社会教育への伸展を具現するための方策はいかにあるべきか～」（答申）        |
| 昭和42年度          | 「社会教育の新方向をめざして」（中間報告）                                                     |
| 昭和43年度          | 「社会教育の推進方策について」                                                           |
| 昭和44・45年度       | 「進展する社会に対応する新しい社会教育のあり方」（意見具申）                                            |
| 昭和46・47年度       | 「青少年教育および社会教育における県民運動の振興策について」（意見具申）                                      |
| 昭和48・49年度       | 「在学青少年に対する社会教育の振興について」（意見具申）                                              |
| 昭和50・51年度       | 「高校生をもつ親の家庭教育に関する学習の在り方について」（意見具申）                                        |
| 昭和52・53年度       | 「高齢者の学習について」「若い婦人の学習について」「成人男子の社会教育活動を盛んにするための方策について」                     |
| 昭和54・55年度       | 「社会教育活動を地域に定着させるための方策について」（意見具申）                                          |
| 昭和56・57年度       | 「在学青少年に対する社会教育の在り方について」（家庭教育,学校教育,社会教育の連携）（意見具申）                          |
| 昭和58・59年度       | 「茨城県における生涯教育の推進方策について」（答申）                                                |
| 昭和60・61年度       | 「生涯学習時代における公民館活動の在り方について」（意見具申）                                           |
| 昭和62・63年度       | 「家庭や地域の教育機能を高めるための社会教育の方策について（地域社会を人と人との交流の場とするために）」（意見具申）                |
| 平成元年7月～平成3年7月   | 「社会教育の体制について」「乳幼児期対象の諸事業について」「青少年期対象の諸事業について」「成人期対象の諸事業について」「生涯学習の推進について」 |
| 平成3年7月～平成5年7月   | 「学校週5日制について」（意見具申）                                                        |
| 平成5年7月～平成7年7月   | 「生涯学習社会における社会教育のあり方について」（意見具申）                                            |
| 平成7年7月～平成9年7月   | 「21世紀の生涯学習社会における公民館現代化への課題」（意見具申）                                         |
| 平成9年7月～平成11年7月  | 「心の教育の在り方・市町村社会教育委員会議との連携の在り方について」（報告）                                    |
| 平成11年7月～平成13年7月 | 「『総合的な学習の時間』の実施に伴う社会教育の課題」（意見具申）                                          |
| 平成13年7月～平成15年7月 | 「子どもを健やかに育む環境整備～家庭と地域の教育力の再生を図る社会教育の新たな役割～」（報告）                           |
| 平成15年7月～平成17年7月 | 「『新たな社会教育の在り方について』若者の自立支援～青少年の主体的な社会参加に向けて～」（報告）                          |
| 平成17年7月～平成19年7月 | 「現代的な課題に対応する社会教育の在り方について」                                                 |